

国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動 に係る不正行為防止指針

〔 平成19年10月16日
制 定 〕

国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止については、関係法令等に定めるもののほか、本指針に基づき取り扱う。

<項目>

1. 不正行為を防止するための体制
 - (1) 行動規範
 - (2) 責任体制
 - (3) 研究活動不正防止推進本部
 2. 不正行為への対応
 - (1) 対象とする不正行為
 - (2) 対象となる研究者
 - (3) 通報の受付・取扱い
 - (4) 通報者・被通報者の取扱い
 3. 通報に対する調査体制・方法
 - (1) 調査委員会の設置
 - (2) 調査
 4. 認定
 - (1) 認定
 - (2) 不服申立て
 - (3) 公表
 5. 通報者及び被通報者に対する措置
 - (1) 不正行為が行われたと認定された場合の措置
 - (2) 不正行為が行われなかったと認定された場合の措置
 - (3) 通報が悪意に基づくものと認定された場合の措置
 6. 研究費の管理運営
 - (1) 環境の整備
 - (2) 職務権限
 - (3) 管理・監査
-
1. 不正行為を防止するための体制

(1) 行動規範

本学において研究活動を行う者は、別に定める行動規範を遵守しなければならない。

(2) 責任体制

本学において行われる研究活動(研究費の運営管理を含む。)に対しては、学長が「最高管理責任者」、研究担当理事が「統括管理責任者」、各部局長・センター長が「部局管理責任者」として、不正を防止するための対策、不正行為への対応を行う。

(3) 研究活動不正防止推進本部

本学に、最高管理責任者、統括管理責任者、部局管理責任者で構成する「研究活動不正防止推進本部」(以下「本部」という。)を置く。

本部は、「研究活動不正防止計画」(以下「計画」という。)を定め、学内外に周知しなければならない。

本部は、計画案の作成等を行わせるため、「研究活動不正防止計画委員会」を置くことができる。委員会は、統括管理責任者を委員長とし、各部局・センターから選ばれた者が委員となり構成するものとする。

部局管理責任者は、計画を推進する取り組みを行うとともに、取り組み状況を本部から求められた場合は報告しなければならない。本部は、各部局・センターからの報告に基づき、必要に応じて計画の見直しを行う。

なお、不正行為が行われた場合は、当該部局管理責任者は不正行為が行われた要因を検証し、防止策を講じたうえで、本部へ報告しなければならない。

2. 不正行為への対応

(1) 対象とする不正行為

本指針の対象とする研究活動は、本学で行われる全ての研究活動(研究費の運営管理を含む。)であり、本指針の対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用並びに研究費の不正

※1 ※2 ※3 ※4

経理(不適切な経理を含む。以下同じ。)等とする。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

※1「捏造」

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

※2「改ざん」

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

※3「盗用」

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

※4「研究費の不正経理」

実態のない謝金・給与及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等、法令、研究費を配分した機関が定める規定及び学内規則等に違反した経理を行うこと。

(2) 対象となる研究者

本指針の対象となる研究者は、本学において研究活動を行っている全ての者を対象とし、常勤、非常勤、学生等の身分・職名は問わない。

(3) 通報の受付・取扱い

- ① 本学における研究活動の不正行為に関する通報を受付けるため、学術国際部研究推進課内に受付窓口を置く。受付窓口の名称等は、以下のとおりとする。

名称：研究活動通報・相談窓口

所在地：文京区湯島1-5-45

国立大学法人東京医科歯科大学学術国際部研究推進課内

- ② 通報を行う者(以下「通報者」という。)は、書面、電話、FAX、電子メール、面会等、方法を自由に選択して、受付窓口に通報を行う。
- ③ 通報は、通報者氏名、不正行為を行ったとする研究者・グループ(以下「被通報者」という。)、不正行為の態様等、事案の内容が明示されかつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受付けることを原則とする。

ただし、匿名による通報があった場合は、通報内容により前記の通報があった場合に準じて取り扱う。

- ④ 受付窓口は、通報があった場合には速やかに統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告したうえで、被通報者が所属する部局管理責任者へ連絡する。

ただし、統括管理責任者または部局管理責任者が被通報者の場合は、最高管理責任者に報告し、当該通報に関する統括管理責任者または部局管理責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。

- ⑤ 通報が、他の研究機関等が調査を行うべき内容であった場合は、受付窓口は通報を該当する研究機関等へ回付する。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、本学に通報があったものとして上記④のとおり取り扱う。
- ⑥ 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の通報があった場合に準じて上記③④のとおり取り扱う。
- ⑦ 相談として受けた場合は、通報があった場合に準じて上記③④のとおり取り扱うことができる。
- ⑧ 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、上記④のとおり取り扱う。

また、連絡を受けた部局管理責任者は、内容に相当の理由があると判断した場合には、被通報者に書面にて警告を行う。

- ⑨ 書面による通報等、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知れない方法による通報がなされた場合は、通報者に受け付けたことを通知する。

(4) 通報者・被通報者の取扱い

- ① 通報を受けた関係者は、通報内容、通報者の秘密を守らなければならない。

また、調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。

- ② 本学は、通報が悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害

するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。

- ③ 本学は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。

3. 通報に対する調査体制・方法

(1) 調査委員会の設置

最高管理責任者は、必要に応じ、統括管理責任者及び被通報者が所属する部局管理責任者、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で構成された「調査委員会」を設置する。委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

なお、事案により委員に学外の有識者を加えることができる。

(2) 調査

- ① 最高管理責任者は、通報者や被通報者に対し、調査委員の氏名や所属を通知するものとする。

被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

- ② 調査は、通報を受けた日から起算して概ね30日以内に開始する。

- ③ 調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請、経理に関する資料等により行う。また、被通報者の弁明を聴取する機会を設ける。

- ④ 調査委員会が被通報者に再実験などにより再現性を示すことを求める場合、あるいは被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障する。ただし、調査委員会が必要がないと判断するときは、申し出を認めない。

- ⑤ 通報者、被通報者などの関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合は、本学は誠実に協力する。

- ⑥ 調査委員会の調査結果の報告を受けるまでは、通報された研究に係る研究費の執行・支出は停止することができる。

- ⑦ 調査委員会は調査を行うにあたって、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

4. 認定

(1) 認定

- ① 調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か

否かの認定を行う。

なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも不正行為と認定される。

- ② 調査委員会は調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容等を認定する。

また、研究費の不正経理については、不正行為と認定された場合において返還すべき研究費等の額の算出を併せて行うものとする。

- ③ 不正行為が行われなかったと認定する場合には、通報者に弁明の機会を設け、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。

- ④ 調査委員会は認定を終了した場合、ただちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、速やかに調査結果を通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

また、不正行為が行われた場合には、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも、当該調査結果を通知する。

なお、通報が悪意に基づくものとの認定があった場合は、通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。

(2)不服申立て

- ① 不正行為と認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- ② 通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（上記③ただし書の場合は、調査委員会に代わる者。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結

果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

- ⑤ 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者に通知する。

なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、開始日から起算して概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。

なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する。

- ⑦ 通報が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する。

- ⑧ ⑦の不服申立てについては、調査委員会(上記③ただし書の場合は、調査委員会に代わる者。)は不服申立てのあった日から起算して概ね50日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する。

(3)公表

- ① 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

公表する内容には少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- ② 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被通報者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。

悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者に関することを併せて公表する。

5. 通報者及び被通報者に対する措置

(1)不正行為が行われたと認定された場合の措置

- ① 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対して、ただちに当該研究費の使用中止を命ずる。
- ② 被認定者が、本学所属職員の場合は、職員懲戒規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- ③ 研究費の不正経理に係る被認定者は、当該研究費等を返還しなければならない。
- ④ 被認定者は、再現性を示すために本学が負担した経費を返還しなければならない。

(2)不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費の執行・支出の停止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(3)通報が悪意に基づくものと認定された場合の措置

通報者が本学所属職員である場合は、職員懲戒規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。

また、通報者は、再現性を示すために本学が負担した経費を返還しなければならない。

6. 研究費の管理運営

(1)環境の整備

- ① 本学において研究活動を行う者は、研究費の適正な管理運営を行うため、学内規則を遵守しなければならない。また、本学は必要に応じて学内規則等を整備する。
- ② 研究費の事務処理手続きについての相談窓口は、競争的資金に関しては、学術国際部研究推進課、財務部契約課(ただし、会計処理のみ)にて行う。

(2)職務権限

研究費の事務処理手続きに関しては、研究費を受け入れた研究分野等の長が責任を有し、自ら処理し、または研究分野等に所属する職員をもって処理させる。

ただし、研究分野等から提出された会計書類に関しては、財務部内の関係課において、学内規則に基づき責任をもって処理する。

(3)管理・監査

- ① 研究費の適正な管理を行うため、本学ホームページに研究費の執行に関する経理手続きを掲載する。
また、検収業務の管理は、財務部内に設置されている「物品検収センター」において行い、その他の管理体制にかかわる取組方針については必要に応じて定める。
- ② 研究費の内部監査に関しては、学内規則に基づき行う。

附 則(平成20年6月19日制定)

この指針は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日制定)

この指針は、平成21年4月1日から施行する。